

政令番号232 ニッケル化合物

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成18年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	
1	北海道	1.6E+2							158.9
2	青森県	3.1E+1							31.5
3	岩手県	4.6E+1							45.9
4	宮城県	7.5E+1							75.5
5	秋田県	3.9E+1							38.8
6	山形県	8.5E+1							84.5
7	福島県	9.8E+1							98.0
8	茨城県	2.1E+2							211.3
9	栃木県	2.0E+2							196.4
10	群馬県	2.7E+2							269.8
11	埼玉県	6.7E+2							670.9
12	千葉県	2.2E+2							215.8
13	東京都	1.2E+3							1,191.3
14	神奈川県	5.3E+2							527.4
15	新潟県	4.1E+2							411.3
16	富山県	1.4E+2							137.2
17	石川県	1.0E+2							102.2
18	福井県	5.9E+1							58.8
19	山梨県	6.8E+1							67.6
20	長野県	2.2E+2							216.9
21	岐阜県	3.2E+2							319.8
22	静岡県	4.3E+2							426.0
23	愛知県	8.8E+2							880.2
24	三重県	1.2E+2							125.0
25	滋賀県	9.1E+1							91.1
26	京都府	1.5E+2							149.1
27	大阪府	1.3E+3							1,331.2
28	兵庫県	4.6E+2							460.8
29	奈良県	4.2E+1							42.0
30	和歌山県	3.6E+1							36.3
31	鳥取県	2.1E+1							21.1
32	島根県	2.8E+1							28.1
33	岡山県	1.0E+2							100.7
34	広島県	2.4E+2							241.3
35	山口県	5.2E+1							52.4
36	徳島県	2.3E+1							22.7
37	香川県	6.3E+1							63.2
38	愛媛県	5.6E+1							56.3
39	高知県	3.5E+1							34.7
40	福岡県	1.8E+2							179.0
41	佐賀県	3.8E+1							38.2
42	長崎県	5.9E+1							59.3
43	熊本県	6.0E+1							60.3
44	大分県	3.2E+1							32.1
45	宮崎県	3.0E+1							30.3
46	鹿児島県	4.7E+1							47.4
47	沖縄県	4.4E+1							43.8
	全国	9.8E+3							9,782.4